

## ふるさと納税制度における返礼品等の基準の見直しを求める意見書

令和5年6月27日付けで、ふるさと納税制度を規定する平成31年総務省告示第179号のうち第5条第3号が改正された。この改正により、「ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする」という文言が追加され、ふるさと納税における地場産品基準が大きく変更された上に、その施行期日は令和5年10月1日とされ、3カ月余りの非常に短期間での対応を迫られることとなった。

この告示改正によって大きく影響を受けるのは、「食肉」や「玄米」について、自治体が属する都道府県内の生産量が少ない特定の自治体だけであり、その中でも、「食肉の熟成」「玄米の精白」両方で影響を受けるのは、ほぼ泉佐野市に限定されるものであり、この改正が「適正な運用」と言えるのか、甚だ疑問である。

特に、返礼品提供事業者として加工のための設備投資をすると共に、地域の方々を従業員として雇用している市内事業者への影響が甚大であり、事業所の規模縮小を余儀なくされることや、地元雇用の維持が難しくなる事業所が出てくることも考えられる。

そもそも、今回規制の対象となった返礼品「熟成肉」は、新たな地域資源となる地場産品の創出事業である「#ふるさと納税3.0」という、ふるさと納税型クラウドファンディングにおける事業者からのプロジェクト提案の一つであった。この事業により地域における新たな産業や雇用が創出されることで、地域経済の活性化に繋がっている。この一連の取り組みは、ふるさと納税制度の趣旨と相違ないと確信するものである。にもかかわらず規制の対象となることは、到底納得できるもので無く、且つ全く急で拙速な制度改正だと言える。

一方、本市ではふるさと納税の理念である「人を育て、自然を守る、地方の環境を育む」施策を展開すべく、全国から寄附と共に寄せられる「未来を担う子ども達の保育教育を充実させてください」や「子ども達が未来に夢や希望を持てるよう、奨学金にお役立てください」といったお声の後押しを受け、ふるさと納税による寄附金を財源の一部として活用し、屋内運動場の空調設備整備や小中学校プールの建設、そして子ども食堂への支援など、地域の未来を担う子どもたちの教育環境の改善を行ってきた。本市に寄せられる寄附額の減少により、こういった施策の推進に支障がでる可能性がある。

今回の告示改正により、ふるさと納税の理念のもと、全国の皆様のご支援により生まれていた地域の活力が失われると同時に、地域全体がより良い未来をつくることへ大きな不安が生ずることとなる。

よって、本市議会は、今基準改正で追加された「告示第5条第3号ただし書き」の撤廃を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和5年12月20日

泉佐野市議会